

丹波市産業振興計画策定支援業務 プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、丹波市産業振興計画策定支援業務に係る契約の相手方となる受託候補者を特定するにあたり、必要な事項を定める。

2 業務の目的

本委託業務は、本市の産業に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、「丹波市観光・商工業振興ユニティプラン（令和5年度～令和9年度）」及び「丹波市農業・農村振興基本計画（平成28年度～令和9年度）」を統合した計画を策定することを目的とする。

なお、森林・林業分野に特化した個別計画の丹波市森林づくりビジョンは、策定後間もないという状況を踏まえ、丹波市産業振興計画の森林分野の具体的な戦略を担う位置づけとして、観光や農業など他の産業分野と連携を強化し、一体的な推進体制を構築する。

3 概要

(1) 業務名

丹觀委 第23号 丹波市産業振興計画策定支援業務

(2) 業務内容

丹波市産業振興計画策定支援業務要求水準書（以下「要求水準書」という。）
のとおりとする。

(3) 履行期間

契約日の翌日から令和10年3月15日（水）

(4) 提案上限額

25,905,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 受託候補者特定方法

丹波市プロポーザル方式実施取扱要綱（平成28年丹波市告示第191号）に基づく公募型プロポーザル方式とする。

4 参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国税、市税を滞納していないこと。ただし、市税は丹波市の課税に限る。

(3) 本プロポーザルへの参加意向申出書【様式1】の提出日から契約締結の日まで、丹波市長から丹波市指名停止基準（平成18年11月1日告示第778号）で規定する指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可または民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く）であること。

(5) 次に掲げる者が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は実質的に経営等に関与していないこと。

ア 評価委員会の委員

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）

第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員並びに丹波市暴力団排除条例（平成 24 年丹波市条例第 53 号）第 8 条に規定する暴力団員と密接な関係を有する者

(6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

(7) その他公共の福祉に反する活動をしていないこと。

(8) 法人格を有し、本業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。

5 質問の受付及び回答

本プロポーザルに対する質問があるときは、次により提出すること。

(1) 提出期限 令和 8 年 1 月 19 日（月）午後 1 時

(2) 提出書類 質問書【様式 4】

(3) 提出先 丹波市 産業経済部 観光課

E-Mail: kankou@city.tamba.lg.jp

※件名を「丹波市産業振興計画策定支援業務の質問」として、添付ファイルとして送信すること。なお、送信後、必ず電話により到達の確認を行うこと。
(観光課直通電話番号：0795-88-5115)

(4) 質問への回答

令和 8 年 1 月 21 日（水）午後 3 時以降に、丹波市公式ホームページの本プロポーザルのページに掲載する。なお、本プロポーザルに関連がない質問には回答しないことがある。

6 参加意向申出書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）は、次により参加意向を申し出ること。なお、発注者は、提出書類を確認のうえ、参加資格確認の結果を参加資格確認結果通知書【様式 5】により文書にて通知する。

(1) 提出期限 令和 8 年 1 月 30 日（金）午後 4 時 30 分

(2) 提出書類

ア 参加意向申出書【様式 1】

イ 会社概要書（参加者の概要が分かる資料）【様式 2】

※法人名、代表者職氏名、本社所在地、設立年月日、資本金、直近決算における売上高、従業員数、主な業務内容等、参加者の概要が分かるものを提出すること。

ウ 国税・市税納税証明書（3箇月以内に発行されたものを提出すること。なお、市税は丹波市の課税に限る。）

エ 登記簿謄本

オ 誓約書（暴力団関係）【様式3】

カ 丹波市の入札参加資格に登録していない参加者については、入札参加資格審査に必要な書類

（<https://www.city.tamba.lg.jp/shigoto/nyusatsu/nyusatsu/2/9529.htm>
1) [物品、役務] 【ページID：9529】

(3) 提出部数 各1部

(4) 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）とする。持参のときは、平日午前9時から午後4時30分までとする。

※郵便事故等についての異議申し立ては受け付けない。

(5) 提出先

丹波市 産業経済部 観光課

〒669-4192 兵庫県丹波市春日町黒井811番地（春日庁舎1階）

7 企画提案書等の提出

本プロポーザルに提案しようとする者（以下「提案者」という。）は、「要求水準書」、次項「8 提案を求める事項」を参照のうえ、次により企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限 令和8年2月9日（月）午後4時30分

(2) 提出書類

ア 企画提案届出書【様式7】

イ 企画提案書【任意様式】

※企画提案書は、A4版の用紙で、ページ両面印刷のうえ、左2箇所又は1箇所にステープル止めし提出すること。

ウ 業務工程表【任意様式】

※履行期間における業務のタスク及びそのスケジュールを明示したものを提出すること。

エ 業務執行体制・組織図・業務従事者名簿【任意様式】

オ 業務実績【任意様式】

※官公庁が発注し業務が完了した、過去5年以内の類似業務に関する実績について新しいものから5件を上限に記載すること。また、類似する業務実績の中で、提案者として特に優れていると思われる業務実績についてその理由

を付して記載すること。

カ 見積書（見積総括表及び内訳明細書を含む）【任意様式】

（3）提出部数 各 10 部（正本 1 部、副本 9 部）

※提出部数のうち、9 部は社名を伏せて提出すること。

（4）提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）とする。持参のときは、平日午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。

※郵便事故等についての異議申し立ては受け付けない。

（5）提出先

丹波市 産業経済部 観光課

〒669-4192 兵庫県丹波市春日町黒井 811 番地（春日庁舎 1 階）

8 提案を求める事項

企画提案書は、提案に係る留意点を踏まえたうえで、要求水準書等を満たす範囲で、提案する内容を記載すること。なお、他の様式において同様の内容を記載しているときは、重複して記載する必要はない。

万が一、要求水準書等の一部を満たさない事項があれば、企画提案書にその旨を明記すること。

○提案に係る留意点

ア 要求水準書の該当部分の全面的な書き写しや「要求水準書のとおり」といった記述ができるだけ避け、提案内容が理解しやすいよう、図、絵、写真等を用いて、分かりやすい表現で記述すること。また、特色やアピールしたいポイントを分かりやすく表現すること。

イ 提案内容は、要求水準書及び丹波市産業振興計画策定支援業務プロポーザル評価要領（以下「プロポーザル評価要領」という。）に示す内容に沿うこととし、評価委員会が漏れなく正確に評価できるよう、企画提案書の構成に配慮すること。

ウ 提案内容（追加提案を含む。）は、見積金額の範囲で提案者が実現できる内容を記載すること。なお、契約時の仕様書は、提案内容を踏まえ修正することがある。

エ 発注者が示す以外に、本プロポーザルの目的を達成するために必要又は有益な方法があるときは、積極的な提案を行うこと。

9 選定スケジュール及び結果の通知発送

（1）質問書受付締切 令和 8 年 1 月 19 日（月）午後 1 時

（2）質問書の回答 令和 8 年 1 月 21 日（水）午後 3 時以降

（3）参加意向申出書提出締切 令和 8 年 1 月 30 日（金）午後 4 時 30 分

（4）参加資格確認結果通知書発送 令和 8 年 2 月 2 日（月）

(5) 企画提案書等提出締切	令和8年2月9日（月）午後4時30分
(6) 書類審査結果通知書発送	令和8年2月12日（木）
(7) プレゼンテーション審査	令和8年2月20日（金）（予定）
(8) プロポーザル審査結果通知書発送	令和8年3月上旬

10 受託候補者の特定

（1）特定の方法等

- ア 審査の実施方法は、丹波市プロポーザル方式実施取扱要綱（平成28年3月18日告示第191号）の定めによる公募型プロポーザル方式とする。
- イ プレゼンテーションの参加通知を受けた提案者は、指定された日時・場所においてプレゼンテーションを行う。
- ウ 本プロポーザルの審査は、プロポーザル評価要領に定める方法により、企画提案書等の提出された書類及びプレゼンテーションの内容に対して採点を行い、集計結果の平均が6割を超え、かつ最高得点を付けた評価委員が最も多い提案者を受託候補者として特定する。同数の場合は、合計点数が最高得点の提案者を受託候補者として特定する。

（2）書類審査

- ア 本プロポーザルの提案者が6者以上の場合には、書類審査を実施し、プロポーザル評価要領の別紙『①企画提案（プレゼンテーション）をするものを選定するための基準』に基づく評価の合計点が高いものから企画提案（プレゼンテーション）をするものとして5者程度を発注者で選定する。ただし、評価結果の同じ者が2者を超えて存在する場合及び評価点が僅差の場合はこの限りでない。
- イ 書類審査の結果は、企画提案書等の提出締切後に書類審査結果通知書【様式8】により通知する。

（3）プレゼンテーション

- ア 令和8年2月20日（金）に丹波市内で対面方式により実施する予定としており、詳細の実施方法・実施時間等は、書類審査結果通知書【様式8】により通知する。
- イ プレゼンテーション時間は、1者あたり50分以内とし、提案者は、プレゼンテーションを20分以内で行い、評価委員会によるヒアリングを30分以内で実施する。
- ウ 業務担当予定技術者を含め、3名以内とする。
- エ プレゼンテーションに際し、プロジェクター及びスクリーン、接続ケーブル（VGA端子・HDMI端子）のみ発注者が準備する。パソコン、その他説明に必要な機器等は、提案者が用意すること。
- 審査当日までに接続確認等を希望する場合は、事前に発注者に申し出ること。
- オ 提出した企画提案書等の内容と著しく異なるプレゼンテーションは、評価

- 対象としない。
- カ プレゼンテーション及び評価委員会は非公開とする。
- キ 提案説明及びヒアリングの内容については、音声の録音を行う。
- ク 天災等の不測の事態が発生した場合は、プレゼンテーションを延期する場合がある。
- ケ プrezentationの審査結果は、丹波市ホームページにて公表する。ただし、プレゼンテーションの日以降、所定の府内手続きのため、15日程度の期間を要することがある。
- コ その他、詳細はプレゼンテーション審査対象の提案者へ別途連絡する。

11 評価基準

評価基準は、プロポーザル評価要領のとおりとする。

12 契約の締結

受託候補者の特定後、発注者は、当該事業者（以下「特定事業者」という。）と契約に向けた仕様内容等の調整を行うものとし、特定事業者は、発注者の求めに対し積極的に検討を行うことで、仕様内容等の確定に向け、協力すること。特に、本プロポーザルでの提案内容及び見積金額のままで契約を行うものではないことに留意すること。

仕様内容等の確定後、発注者は契約締結に向けた所定の手続きを行う。特定事業者は、発注者の求めに応じて、改めて見積書や仕様書等の提出を行うこと。

なお、特定事業者との間で仕様内容等の確定に至らない、辞退その他の理由（地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当することとなった場合又は丹波市から委託業務契約に係る指名停止を受けることとなった場合等）で契約できない場合は、次点の受託候補者と契約の交渉を行う。

13 提案を無効とする場合

次のいずれかに該当する場合は、提案を無効とする。

- (1) 提出期限等の定めた期限に遅延した場合
- (2) 提出書類が要求水準書等に示された条件に適合しない場合
- (3) 提案された見積書の見積金額が、上限を超えた場合
- (4) 本プロポーザルにおいて、虚偽の記載や説明があった場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 正当な理由なくプレゼンテーション及びヒアリングに応じなかった場合
- (7) 契約の締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (8) その他評価委員会が社会通念に照らし無効にあたる事由があると認める場合

14 その他留意事項

- (1) 参加者は、参加意向申出書等の書類提出をもって、当該実施要領等の記載内

容を承諾したものとみなす。

- (2) 本プロポーザルの参加に要するための費用は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルでは、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (4) 提案資料及び提案内容は、見積金額内で実施できることを確約すること。
- (5) 提出後の企画提案書等の修正・差し替えは、提出期限内においてのみ可能とする。
- (6) 提出書類等は返却しない。
- (7) 企画提案書等は、受託候補者の特定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (8) 提出書類等について、丹波市情報公開条例（平成16年丹波市条例第9号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。
- (9) 参加意向申出書提出後、万が一辞退する場合は、参加辞退届【様式10】を提出すること。
- (10) 審査経緯は公表しない。
- (11) 選定結果等について不服及び異議申し立てをすることはできない。
- (12) 履行の開始前において業務に必要な準備は、特定事業者の費用負担によりを行うこと。

15 提出及び問い合わせ先

〒669-4192

兵庫県丹波市春日町黒井811番地

丹波市 産業経済部 観光課 担当：山内・中尾

TEL：0795-88-5115

FAX：0795-74-3005

E-mail：kankou@city.tamba.lg.jp